

令和4年第1回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 令和4年3月30日 午後1時30分 開会  
午後5時41分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	市民生活部理事	林本裕明
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	保健福祉部理事	東錦也
こども未来創造部長	井上理恵	こども未来創造部理事	板橋行則
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 10番 谷原一安 12番 増田順弘

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第30号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて

日程第4 議第31号 調停に代わる決定について

追加日程第1 議第30号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて

追加日程第2 議第31号 調停に代わる決定について

開 会 午後1時30分

**川村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和4年第1回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

なお、報道機関、報道関係者からの撮影の申出が出ております。

お諮りをいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

本日、令和4年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も、議員各位の格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出された議案は、議事日程記載の日程第3及び日程第4の2議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

報告事項は以上でございます。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 本日、令和4年第1回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。今回ご審議をお願いいたします案件につきましては、条例改正及び調停に代わる決定に係る議決案件の2件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

**川村議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、谷原一安議員、12番、増田順弘議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法については議会運営委員会で協議を願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

12番、増田順弘議員。

**増田議会運営委員長** 令和4年第1回葛城市議会臨時会を開催するに当たり、昨日の3月29日、急遽

議会運営委員会を開催し、諸事項につきまして慎重に協議をいたしておりますので、その結果につきましてご報告を申し上げます。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

日程第3、議第30号議案につきましては上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、総務建設常任委員会に審査を付託いたします。

続いて日程第4、議第31号議案につきまして上程し、その内容説明を受けた後、本会議を暫時休憩いたします。休憩中に議会全員協議会を開催願ひ、協議会終了後に本会議を再開し、議第31号議案に対する質疑を行います。総務建設常任委員会に審査を付託し、本会議を再度休憩をいたします。そして、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開会し、付託議案につきまして審査をいただきます。委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず付託議案の日程追加について諮っていただきます。日程追加後、総務建設常任委員長より審査結果についてご報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、1議案ごとに討論、採決までお願いをし、閉会といたします。

次に、会期につきましては、本日3月30日の1日といたします。

以上でございます。皆様方のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

**川村議長** ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日3月30日の1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日3月30日の1日と決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うことといたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第30号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第30号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本年4月から監査委員事務局体制の充実を図るため、本条例における職務に監査委員事務局の局長及び局長補佐を追加するものでございます。施行期日は公布の日でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**川村議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第30号議案については総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

次に日程第4、議第31号、調停に代わる決定についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第31号、調停に代わる決定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、去る令和4年3月17日、大阪高等裁判所第13民事部より、道の駅整備事業をめぐる損害賠償請求控訴事件及び損害賠償請求附帯控訴事件に関する民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定がありました。この決定に対し、当該決定を受諾し、異議の申立てを行わないことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**川村議長** 以上で提案説明は終わりました。

あらかじめ本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については、追って連絡いたします。

休 憩 午後1時40分

再 開 午後3時20分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議第31号議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原議員。

**谷原議員** それでは質問させていただきます。後に付託として総務建設常任委員会で委員会質疑されますので、事前審査にならない範囲で質問したいと思っております。

まず、本議題、議第31号の議案書の3ページからとなりますけれども、ここにある第2項の(1)から(10)まで括弧書きの号がありますけれども、そこについてちょっとお聞きします。4ページのところに、控訴人らは、市に対し、違法な本件公金支出の是正のための解決金として、連帯して2,500万円を支払うと。つまり、控訴人というのは、この場合は前市長、元副市長及び社会福祉法人でありますけれども、この3者が市に対し違法な本件公金支出の是正のための解決金として、連帯して2,500万円を支払うとあります。これがまず1つです。ところが、この2,500万円の支払いにつきましては、(3)のところでもありますけれども、(3)の下から4行目になりますけれども、控訴人(前市長)及び控訴人(元副市長)が、上記のとおり「けじめ」、謝罪をするということですので、をつけた上での改めての措置として、市が控訴人(社会福祉法人)に対し障害者グループホーム施設の移転補償金(追加分)として2,500万円を支出することの承認を、市議会に求めるものとする。つま

り、控訴人らは2,500万円を支払うんだけれども、新たに市議会が同意したら、市議会の同意を得て2,500万円、新たに追加の移転補償金を支払うとなっているんです。この新たに支払われた2,500万円で清算をしていくということになるわけですが、ところが、(7)です。第7号のところに、第3号の市議会の承認が得られなかった場合、第2号の連帯支払義務の内部負担は控訴人らが協議して定める。つまり、市議会がこの2,500万円の追加移転補償費として認めなかった場合には、第2号の連帯支払義務の内部負担は控訴人らが協議して定めるとありますから、第2号というのは、控訴人らは、この第7号に基づく内部の負担割合を決めて、市に対して連帯して2,500万円を払えとなっているわけです。したがって、この和解案は、この和解案を議会が承認したらそれで相手方が認めて成立するものではないのではないですか。つまり、和解案というのは本来、確定して、市議会で承認すればそれで和解成立の方向へ向かうと。ところが、この和解案はどうもそうならないのではないのでしょうかということについて確認をしたいと思うんです。これをお願いします。

**川村議長** 吉川部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原議員のご質問でございますけれども、今回議案として提出させていただいておりますのは、大阪高等裁判所の第13民事部から民事調停法の第17条に基づく決定を受け入れるかどうかということで、この議案を提出させていただいているところでございます。これはあくまでも市の立場として受けるか受けないかということでございまして、あと、当事者として相手方がおられますので、その全てが受け入れるという判断をされて、受けられた場合がここに記載されている決定文の主文の内容が履行されていくということになりますので、ただいまおっしゃっています2,500万円の支払い云々のところら辺でございまして、この議案を受け入れるという判断を議会のほうでしていただいた上で、なおかつ全員がそれを受け入れるとなった場合、こういう流れになっていくというふうに記載されているものでございますので、今この段階で内容の判断というのは差し控えたいなというふうに思います。以上でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 私が聞いたのは、内容の判断を聞いているんじゃないんです。そもそもこの和解案で、これで決まったら、それを受け入れて相手方が認めたら、この和解案でもう決まりではなくて、再度議会の議決が、2,500万円について払うか払わないかという議決があって、その議決のありようによっては内容が異なる、そういう和解案になっていますねということをちょっと確かめているんです。

**川村議長** 吉川部長。

**吉川企画部長** ただいま申されましたとおりでございまして、受け入れた場合、議会のほうに私どもがこの2,500万円の支出に関する議案を提出させていただいて、その判断に基づいて、第3号になるのか第7号になるのかということら辺でございまして、まずはこの決定を受け入れるかという段階でそれぞれの判断がありますので、それを納得した上で受け入れるものでございますので、市はこれを受け入れようとしておりますけれども、それぞれ、あとほか

の当事者の方々がこの内容でよしとして判断されるのかされないのかというのはまだ分からないというような状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** これを受け入れて、相手方も受け入れた場合には、議会の2,500万円の新たな追加2,500万円支払うということが決まるか決まらないかで、判決のことが、勝訴して2,500万円を葛城市は受け入れるとなっているわけですが、相手方が支払えとなっているわけですが、それが場合によっては大きく異なる状況になるということで理解させていただきました。

続いての質問なんですけれども、これを受け入れるという……。

**川村議長** 質疑は1問。

**谷原議員** 1問やけど、1回きりの1問ですか。

**川村議長** はい。

**谷原議員** じゃあ、1回きりの先ほどの質問で終わっておきます。また常任委員会でしっかり議論を期待しておきます。

**川村議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第31号議案につきましても、総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。

ここで暫時休憩をいたします。再開時刻につきましては、追って連絡いたします。

休 憩 午後3時28分

再 開 午後5時10分

(藤井本議員退席)

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第30号及び議第31号の2議案を日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり日程に追加することに決定いたしました。

それでは追加日程第1、議第30号及び追加日程第2、議第31号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開催し、審査をいただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

6番、梨本洪珪議員。

**梨本総務建設常任委員長** 先ほど本会議において上程され、総務建設常任委員会に付託されました議第30号及び議第31号の2議案につきましても、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査い

たしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

初めに、議第30号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについてであります。委員からは、級別職務分類表には、課長の職務の級は5級及び6級となっているが、園長、室長、監査委員事務局の局長及び主幹は全て課長職となっているのかという問いがあり、課長、園長、室長、監査委員事務局の局長及び主幹は全て課長職で、高度の知識及び経験を必要とする課長職は6級となるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に議第31号、調停に代わる決定についてであります。委員からは、道の駅に関する裁判については、住民監査請求の勧告を受けて粛々と進めているということだったが、今回、民事調停法第17条決定を受ける判断をするに至った経緯はという問いがあり、市民の方にはいろいろと心配をおかけしたが、過去に縛られることはよくないとの思いである。違法な公金の支払いについて、住民監査請求の勧告の1つが解決することになる。裁判を続けることは期間も費用もかかることになる。議決を経て2,500万円の支出ができるのであれば解決するので、弁護士の助言を受けて今回異議申立てをしない判断をした。総合的な判断によりさらなる発展に向かって進んでいきたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出たことを申し添えて総務建設常任委員会の報告といたします。

**川村議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

追加日程第1、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議第31号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** 議第31号、調停に代わる決定についての議決について、反対の立場から討論いたします。



一体どういう内容のものかこの題名だけでは分かりにくいので、少し私のほうの言葉で説明します。今、葛城市は、道の駅かつらぎ建設事業におきまして不適正な事務処理があったということにつき、損害賠償請求及び不当利得返還請求の裁判を行っております。この裁判は、もとは住民監査請求による請求によって監査勧告が出されて、明らかに不適正な事務があったと、不当な利得を与えているということがあって、それを取り戻すために現在裁判が行われております。本議案、調停に代わる決定についてというところにおきましては、そのうちの1つであります道の駅かつらぎ建設事業の事業用地の確保に向けて、そこにありました社会福祉法人の施設の移転を求めるということにおきまして、平成26年11月28日にこの社会福祉法人と物件移転補償契約、金額1億4,168万円を葛城市の土地開発公社理事長と社会福祉法人柘の郷の理事長との間で締結しております。その契約に従いまして、葛城市の土地開発公社が、この契約の中で、瑕疵のない状態で代替地を社会福祉法人に提供するという文言があります。それによって土地開発公社が代替地を確保しようとしていたわけでありまして、

ところが、不可思議なことに平成27年6月16日、今度は葛城市との間で土地売買及び補償に関する契約書ということで、同じ施設の移転補償として葛城市が再び社会福祉法人との間で金額1億4,168万円の契約を結びました。この理由については、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会などでも職員の考えは分かっているところでありましてけれども、2つの契約が並立して結ばれるということになりました。その中で、平成27年11月25日に土質調査会社が代替地の予定地をボーリングで調べたところ、産業廃棄物が出てきたということでありまして。産業廃棄物が出たことは、同年12月10日、有害物質の計量測定の結果品として報告書が上がっております。ところが、年明けて1月8日に葛城市の土地開発公社は、社会福祉法人に産業廃棄物が出た代替地を売却したという経過がございます。その後、1月8日に所有権が社会福祉法人に移転しております。その後、平成28年4月5日に葛城市と社会福祉法人との間で平成27年6月16日に結ばれた土地売買及び補償に関する契約書について、変更契約書が結ばれております。それは移転補償金1億4,168万円を1億6,668万円に、2,500万円増額するという契約変更がなされております。その契約変更の理由は法令改善のためということでありまして。つまり、契約に至る期間中に国の法令等が改正されたために、新たに追加の移転補償費が発生したという名目でありました。

このことについて、実は住民監査請求に基づく監査勧告の中では2つの契約があること及び葛城市が2,500万円を払う性質のものではないということ、あるいは事務手続上の問題などでこれについては不当な支払いに当たるということで、その後、勧告に基づいて現在の裁判が進められているところでありまして。1審におきましては、奈良地方裁判所は、葛城市がこの2,500万円を損害賠償請求どおり相手方社会福祉法人から支払いを受けるということの判決が下っているところでありまして。この判決について、相手方社会福祉法人と前の市長及び元の副市長、この3者ですけれども、相手方になっておりますけれども、控訴して今現在、大阪高等裁判所の第13民事民事部の方で審査をされているということでありまして。

ところが、大変裁判も長くなりますし、この結果を受けて相手方がまたお互いに控訴し合うと最高裁まで行くと。そのことによって裁判費用も多額に葛城市が負担することになるし、

また職員の方々の負担も大変だということもあるでしょう。そういうこともあつてか、裁判所の方で調停という案が出てまいりました。双方が和解するというのであれば、調停の内容に従って和解するということでしたが、これについては、最初の調停については、阿古市長は異議申立てをするということでその調停を受けなかったわけですが、成立しなかったわけですが、今回再度、その内容も少し変わって、かなり精査された内容だと思えますが、決定という形で強く双方の和解を、合意を求めるという決定が出てまいりました。この決定について、私が、葛城市がこの決定を議会に了承を求める、つまりこの決定に従った和解が進むことを求めるという提案になっておりますので、決定で示された内容がおよそ承服できないということで反対の立場から討論するものであります。

その理由を3つほど申し述べます。

第1に、そもそも葛城市が相手方を訴えることになった動機は、住民監査請求に基づく監査勧告によるものであります。この監査勧告において、なぜ相手方に2,500万円の返還を求めるかという判断理由が書かれてあります。その判断理由の中には、本件の物件移転補償契約の変更契約を締結した契約は、裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用したものであり、違法な公金支出があったものであるとし、本件請求に理由があるものと判断したということであります。つまり、当時の市長や副市長にこうした裁量権の範囲を超える濫用があったということが1つの理由として挙げてあります。ところが、今、本議会に提案されております決定という内容におきましては、むしろ反対のことが書いてあるんです。それはどう書いてあるかというと、手続的な瑕疵はともかくとして、本件公金支出は当時の市長、副市長としての裁量的な判断として首肯できる、首肯というのは認めることができるものがあつたと解されるということで、葛城市が本来この裁判を始めた理由が、この決定においてはちゃんと酌み入れられていないということであります。双方がやっぱり了解してこれは合意に至るものでありますから、本当にこれで葛城市が合意していいのかという疑問があります。

反対の2つ目の理由であります。葛城市が2,500万円の損害賠償請求ないしは不当利得返還請求を前市長及び元副市長並びに社会福祉法人を相手に起こした民事訴訟では、1審の奈良地方裁判所においては、先ほど申しましたように勝利の判決を得ております。つまり、違法な公金支出があつたとして、2,500万円の支払いを前市長及び元副市長、そして社会福祉法人に支払えという判決が下っているわけであります。そして、今度の決定におきましても、その第2号におきまして、違法な公金支出があつたことを認めた上で、解決金として2,500万円支払えということが出ております。このことについて私は当然、葛城市の主張が受け入れられているとは考えます。ところが、この決定におきましては、前市長や元副市長が、言ってみれば予算を流用して、議会に報告することなくこれを支払ったという、行政上の手続があつたと、瑕疵があつたということで、この点について違法であつたことを認めて謝罪する、「けじめ」という言葉は使っておりますけれど、けじめをつけた上で改めて葛城市が追加の移転補償金2,500万円を、市議会の了承を得て社会福祉法人に支払うということが書かれてあります。つまり、今、社会福祉法人は葛城市から2,500万円の追加の移転補償金をもらっております。もらったものを戻せという裁判をやって、損害賠償金を戻しなさいと判決

が下りたにもかかわらず、この決定におきましては、この2,500万円はそのままにして、社会福祉法人がいただいている2,500万円はそのままにして、新たに葛城市が追加の移転補償金として2,500万円更に払いなさいと、これを市議会が了解したらその2,500万円をもって、裁判で請求されているその2,500万円、3者で割合負担が違いますけれど、それを相殺しなさいという、そういう提案になっております。そうすると、葛城市は、市議会の同意ということがありますがけれども、市議会がこれに同意した場合には、1審で勝訴している、この勝訴そのものがなかったこととなります。2,500万円の損害賠償金を払えと相手方に命令していることが、相手方に2,500万円を渡して、その2,500万円を戻してもらおうということですから、もとの2,500万円はそのままに置いておかれることとなります。これではとても納得できるようなことには私はならないと思います。さらにその理屈がどうも分からないんです、私は。

例えば100万円貸しました。相手が返してくれない。第三者へ相談したら、もう100万円貸してやれと。その100万円を相手方に返してもらえというふうなことでありまして、どうも私は、市民の方々にもこの理屈というのは非常に分かりにくいのではないかなと思います。

ただし、この決定におきましては第7号というところがありまして、その第7号におきまして、葛城市議会が2,500万円の支払いに同意しなかったら、承認しなければ、相手方は負担割合に応じて葛城市に2,500万円を支払うという内容の和解の、決定の内容はそういうふうになっております。つまり、市議会にその判断が委ねられるということになります。市議会がこの2,500万円の追加移転補償金として認めたら、葛城市が2,500万円払います。その分は戻ってきます。でも、もともとの返せと言った2,500万円は相手方のままにとどまります。ところが、葛城市議会が2,500万円払えませんか、追加移転補償金として認められませんかになったら、相手方は2,500万円を葛城市に支払う、こういう内容になっているんです。私はこのこともよく理解できない。つまり、和解案として出されたものが、あるいは決定として出されたものが、ここで決まって終わりだったらいいんですよ。ここで決まって終わりだったらいいんだけど、この中身が葛城市議会に全く結論が違う内容を委ねているという、そういう内容になっていることについて、果たして本当にこれで議会が責任を負えることになるのかと思います。したがって、こうした決定をよしとして出してこられた、私は市長に対して、これは違うんじゃないかということで反対意見を申し上げているわけでありまして。私は、これは取り下げていただきたいというふうに思っております。

3つ目の理由になりますけれども、私が今、るる述べてまいりましたけれども、これは葛城市が訴えているわけです。議会が訴えるわけでないわけです。だから議会に最終決定のようなところを、つまり裁判の中身のほうが変わるわけです、言ってみれば裁判の結果が。それが市議会に委ねられているということが、どうも私としては納得がいかないということをお願いしているわけでありまして。この点については本当に市議会が責任を負えるのかというふうなところが今でも私は疑問に思っております。

私としては、この件につきましては長い間調査もし、問題点がどこにあるか議会でも取り上げてまいりました。私は、総務建設常任委員会の議論を聞いていまして、裁判が長引く

一方で道の駅かつらぎ建設事業のほうは、今は大変盛況になって、売上げも伸び、今後の地域発展のために必要な施設となっていると。このことをもってこの裁判を長引かせることについてどうかというご意見がありました。それは一理はあると思います。しかしながら、行政で起きた不適正な事務処理がそもそも問題になっていたわけであります。だから、このことについて本当にこの決定でそこが葛城市のこれまでやってきたこと、つまり不正を正そうとしてきたことがどう評価されているか、これがとても私は評価されているとは思えないんです。私としては、何としても葛城市が将来に発展するためにも、こうした行政の手続における不正の問題、これはきちっと、過去は過去としてしっかりとこれは直視して、将来に生かすべきだと思っております。とりわけ成功したからいいじゃないかと、結果論で過去の不正がまあいいじゃないかと、もううるさく言うなということになっては、今後の行政の在り方にも大きな影響を私は与えると思います。やはり市民の税に成り立ってそれを支出するわけですから、厳正な法令に従って事業が進められるのは当然だと思います。そのことについて、今回の決定において葛城市はこれを受け入れるという姿勢で、本当に今後行政を正しく運営していく、職員の方々にもそうした姿勢が伝わるのかなというふうに疑問に思っております。

るる述べてまいりましたけれども、私としては産業廃棄物が出た時点でなぜきちんと適正に処理できなかったのかなと。あるいは瑕疵のない土地を提供すると言いながら瑕疵のある土地を相手方に売却していると。まず瑕疵のない土地を探す、出たらそれをちゃんと処理する、なぜしなかったのか。しないがために今日、大変な負担を市民は、あるいは行政は強いられてきたわけであります。結果として産業廃棄物の出た土地は無償というふうになります。社会福祉法人が土地開発公社を訴えた裁判で4,077万7,000円の損害賠償金を、土地開発公社は、これはもう判決確定していますから支払うことになります。これは土地価格の上限です。同額ですね。それを支払うことになりました。さらには追加の移転補償金2,500万円、さらには様々な工事の取壊し費用、あるいは代替地の整備費用合わせて約1,000万円、こうしたものも相手方に渡すということになったわけです。それはもうそういう流れの中でそうなったわけですが、なぜ当初の事務処理の時点、要は土地を、そうした形で瑕疵のない土地をしっかりと確保し、かつ、出たときにはそれなりに従って、それなりに事務をちゃんとやっておく、こういうことをやらなかったために、今日の大変な禍根が残るようなことになったわけでありますから、私たちは将来葛城市がやっぱり適正な事務処理を職員の方々にやっていただくということを切にお願いしたいと思っておりますし、そうした観点からすると、この決定の内容につきましては本当にそういう姿勢が正せるのかなということで、私は大変疑問に思っております。

以上の理由で反対といたします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

西川議員。

**西川議員** 私は議第31号、調停に代わる決定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

本訴訟は住民監査請求を受けて、葛城市がそれを受け、訴えを起こしたものでございませ

た。また、5年という年月がたった現在においても継続をしておるところでございます。またその内容については、裁判中であるということから、議会においても詳細な説明がなかなかなされることをごさいませんでした。しかし、このままではこれから進む葛城市の未来にとってマイナスになってしまう。裁判中で制限がある中で、できる限りの情報を理事者側に求めてまいりました。訴訟費用のこと、また弁護士費用のこと、そしてこれから進むであろう裁判のこと、どういうふう想像をしていくかということを考える機会がありました。私は市長の英断を、これについてたたえます。住民監査を出された方々の民意、これから先の葛城市の明るい未来を思う多くの人たちの民意を考えた決断であったと思います。裁判所からの第17条決定の文章にもありましたように、葛城市の将来のためにも、この事業に端を発した本件訴訟は円満に解決することが望ましいと考えたとございました。私も、この誰も得をしない訴訟については早々に解決し、葛城市発展のためにかじを切っていくことが必要であると考えています。

以上のことから、本議案について賛成といたします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**川村議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** それでは押し忘れなしと認め、確定をいたします。賛成多数であります。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、議員の皆様には一言お礼を申し上げます。

議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し厚く御礼を申し上げます。これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、皆様におかれましては健康に十分に注意され、4月からは新しい年度が始まりますので、今後とも葛城市政発展のために引き続きご協力をよろしくお願いをいたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

**阿古市長** 臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会の令和4年第1回葛城市議会臨時会の日程を終え、閉会の運びとなりました。議員各位の慎重なるご審議を賜り、可決をいただきましたことに衷心より厚く御礼を申し上げます。

る次第でございます。議員皆様におかれましては、今後とも市政へのご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

川村議長 以上で令和4年第1回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後5時41分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 川村 優子

署 名 議 員 谷原 一安

署 名 議 員 増田 順弘